

ムダなダムをストップ!!

事務局より No. 13 2006年12月2日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

対宇都宮市長湯西川ダムの裁判(第9回)が開かれます

12月6日(水) 10:30~宇都宮地裁 302号法廷

今回は湯西川ダムの環境問題を取りあげ、パワーポイントを使った口頭陳述もおこないます。

湯西川ダム建設予定地周辺で平成15年から国が行った環境調査によると、この地域は生物多様性の宝庫であることが判っています。例えば、植物は653種が確認され、その内5種はレッドデータブック掲載種であること、風穴という珍しい地形があり冷たい風が吹き出しているため、その周囲では特徴的な植物が見られること、ほ乳類では栃木県のレッドデータブックに掲載されている10種のコウモリの内8種が発見されていること。また、このような豊かな生物相を裏付けるかのように、生態系の頂点に位置する猛禽類が多数見られ、オジロワシ、オオワシ、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、チュウヒ、ハヤブサ、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、サシバ、ハイイロチュウヒ、チョウゲンボウが記録されていること。クマタカ、オオタカの繁殖も確認されています。

では何故このような貴重な自然環境を破壊して“ムダなダム”が建設されようとしているのでしょうか。それは、昭和60年に行われた最初の環境調査がダム建設を前提としたもので、しかもあまりにも杜撰だったからです。そして、いわゆるアセス法が施行される以前から計画された事業なので今のアセス法は適用されないからなのです。

12月6日の裁判では、パワーポイントを使い、建設側がおこなった環境調査がいかに不十分なものであったかを主張する予定です。

“南摩川流域”ってどんなところ?

南摩ダム建設予定地で 第4回自然観察会

日時：2007年1月6日(土) 午前9時~12時

集合場所：鹿沼市上南摩・室瀬

(りーばす龍神前停留所・ダム反対の看板がある)

持ち物：あれば双眼鏡など適宜

参加費：無料(小さいお子さんは保護者同伴をお願いします)

申し込み：TEL/FAX 028-634-9070(葛谷)

主催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・思川開発事業を考
える流域の会・日本野鳥の会栃木県支部

実績を無視した過大な水需要推計 南摩ダムの水は地盤沈下対策にはならず、 使われない水源となる

10月26日(木)南摩・八ッ場・湯西川ダム訴訟第9回の状況

今回原告側からは八ッ場ダムのダム湖には地滑りの危険性があることについての準備書面と南摩ダムの利水についての準備書面を提出し、利水についての準備書面の作成者でもある原告の高橋比呂志さんが、パワーポイントを使って要旨の口頭陳述を行った。

高橋比呂志さんの陳述内容はおよそ以下の7点。

①栃木県おける思川利水の特徴について

広域水道事業の給水計画がまったくないこと(情報公開請求して明らかとなった)水利権確保の理由の半分が地下水源の放棄であること

②県の水需要(上水道プラス簡易水道)の実績値が横這いであるにも拘わらず、過大な水需要推計がおこなわれていた。水需要は給水人口と1人1日最大給水量から計算されるが、人口のピークが2005年であったのに、それ以後もなお過大な推計をおこなっていた。県の水需要の上限値を求めてみると、92万 m^3 /日であるが、水源保有量は101万 m^3 /日あり、十分足りていることがわかる。

③2市8町の水需要を調べてみると、人口は横這いで給水人口は微増傾向にあるが、1人1日最大給水量は減少傾向にあり、今後、人口は減少すると考えられる。2市8町の保有水源の総量は17万 m^3 /日であり、水需要の上限値は14万 m^3 /日なので十分余裕がある。

④2市8町の個々の自治体で、実績を無視した過大な水需要推計が行われていた。

⑤南摩ダムの水は地盤沈下対策にはならない。

地盤沈下面積及び地層収縮量から見ても、地盤沈下は沈静化しており、県自身も、沈静化していることをホームページ上で認めている。また、地下水利用の実態から見ても、保全地域内で地下水から表流水に転換する量というのは、203,068 m^3 /日のうちのわずか2,100 m^3 /日(約1%)にすぎない。

⑥未利用水源をこれ以上増やすことは許されない

⑦栃木県が「思川利水」に参画することは違法である。その理由は次のとおり。

給水計画が存在せず、ことが明らかであること、

地盤沈下対策という大儀名分も失われたこと、

県財政は破綻寸前であること

以上

次回期日は2月8日(木)13時10分から。

次回のテーマは南摩ダムが水の貯まらない欠陥ダムであること、県もそのことを知っていたこと等。南摩ダムの利水の次は、治水と環境問題について等を予定している。

弁護士会館での説明会の状況

大木弁護士：今回は嶋津さんの手を借りて南摩ダムに水が貯まらない点を主張したい。県には流域の会から水が貯まらないことを訴えていたから、県はそのことを知っていたはずであり、にもかかわらず利水面で参画することは違法であるといった趣旨のものになる。3ダムの環境についてのうち、湯西川ダムの環境については宇都宮市相手の裁判に出す書面を、3ダムの訴訟にも転用する。

大木弁護士：では今日の裁判の感想を、まず大役を果たした高橋さんからどうぞ。

高橋比：とにかく時間が足りなかった。

H：準備を始めて間もなく1年になる。高橋さんはこの間大変な苦勞をして準備してくれたと思う。

M：素人にも判りやすかった。各市町が何故あのような高い推計値を出したのか不可解。一般論としては、どこでも同じことをやっているということか。

I：長期総合計画が一番のくせ者である。具体的な計画がなくても、長期総合計画の項目としてあらかじめ出しておかないと、後で事業に融通を効かせられないからだ。

S：各市町は料金を負担することを思わずに、希望だけ出したということ。

I：結局は、県が負担することになり、未利用水を持つことになる。

国交省の利根川整備計画有識者会議に意見書を提出

利根川流域市民委員会

国交省は利根川水系の各河川について、河川整備計画策定のための有識者会議を開設したが、この有識者会議の人選について、利根川流域の市民団体などで作る利根川流域市民委員会は「流域住民から代表が選ばれておらず、住民を軽視している」と抗議書を提出した。さらに、第1回会議の開催日（11月29日）には以下のような意見書を提出した。

利根川流域市民委員会とは・・ムダなダムをストップさせる栃木の会、思川開発事業を考える流域の会を含む約35団体、個人数十名が参加を表明している。利根川流域市民委員会の共同代表は 佐野郷美（利根川江戸川流域ネットワーク）・嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）・吉田正人（江戸川大学教授）。

なお、有識者会議は、利根川・江戸川、中川・綾瀬川、鬼怒川・小貝川、渡良瀬川、霞ヶ浦などの河川ごとに今後順次開催されることになっているので、市民委員会では会議の度に傍聴し、内容をチェックしていく。

意見書

利根川水系河川整備計画策定に係る利根川・江戸川有識者会議 委員の皆様へ

2006年11月29日

利根川流域市民委員会

共同代表 佐野郷美（利根川江戸川流域ネットワーク）

嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）

吉田正人（江戸川大学教授）

利根川水系河川整備計画の策定に関して、住民軽視の時代錯誤の方針を示す国土交通省に姿勢の転換を求めてください。

利根川水系河川整備計画の策定に係る有識者会議の委員の皆様には私たちの意見を申し上げます。関東地方整備局が利根川水系河川整備計画の策定に関して示した方針は、私たちが求めてきた住民参加型の流域委員会とはまったく異なり、整備局のみの判断で選んだ学識者の会議（有識者会議）を設置し、住民の意見は公聴会での聴取だけとするものでした。計画の是非に関する議論の場に参加させず、住民を軽視したやり方に私たちは強い憤りを覚えます。

1997年の河川法改正の趣旨における重要な柱の1つは、よりよい河川整備のあり方を住民とともに考え、その意見を反映していくことにありました。しかし、今年

10月、国交省は、住民参加型の流域委員会のモデルというべき淀川水系流域委員会を休止することを発表しました。今回の利根川水系のやり方はその発表と軌を一にするものであり、国交省が河川法改正前の旧態依然たる姿勢に舞い戻ってしまったことを表しています。

利根川水系では別記のように、多くの大規模河川事業があり、それらを何が何でも推進するために国交省は住民を軽視する時代錯誤の方針を示したのです。

有識者会議の委員の皆様におかれましては、関東地方整備局に対し、河川法改正の趣旨に基づいて住民と議論を重ねながら、河川整備計画の策定を進めるよう、姿勢の転換を求めてくださることをお願いいたします。

また、会議の進め方について下記のことを要望します。

1. 有識者会議は、大規模河川事業の現地調査を行い、河川整備計画について議論を尽くすこと
2. 有識者会議の途中で、流域住民の意見を聴く機会を設けること
3. 有識者会議の中で傍聴者に発言の機会を与えること
4. 有識者会議は、住民からの意見書・要望書を取り上げて検討すること

ハッ場ダム住民訴訟2周年報告会

今なら間に合う！！

ハッ場ダムをストップさせよう

1都5県の住民約5400人が参加した住民監査請求の後、各地方裁判所で同時に、ハッ場ダム建設反対の住民訴訟を提起してから2年が経ちました。財政削減が叫ばれている現在、ムダな公共事業の典型であり、8800億円という巨額の費用を要するハッ場ダム事業にストップがかからないのは何故でしょう？

日時：12月9日（土）13：30～16：00

会場：全水道会館 4F大会議室

（JR水道橋駅東口から徒歩2分）

内容：①ハッ場ダム裁判の現状と今後について

②永源寺第2ダム勝訴判決の報告

③1都5県からの活動報告

④ハッ場ダムと地滑りについての報告

⑤アピール採択

資料代：500円

主催：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

会員の皆様にお願い

今年度の会費が未納の会員の方には振込用紙を同封させていただきました。3月末までに2006年度会費3,000円をお振り込みくださいますようお願いいたします。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

年会費：3,000円

TEL：0285-23-8505

郵便振替口座：00140-1-500609

FAX：0285-22-5608